

広島県教育委員会会議録

令和 5 年 3 月 1 3 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年3月13日（月） 9：30開会

11：29閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ

2 欠席委員

菅 田 雅 夫

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝	
管理部長	小	川	元	史	
学びの革新推進部長	竹	志	幸	洋	
総括官（乳幼児教育）（兼）参与	重	森	栄	理	
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	杉	原	満	治	
理事	榊	原	恒	雄	
総務課長	杉	本	真	一	
秘書広報室長	糸	崎	誠	二	
教職員課長	松	下	大	海	
学校経営戦略推進課長	沖	本	勝	豊	
生涯学習課長	桑	原	智	津	子

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第3号議案 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について	1
日程第3	第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について	7
日程第4	第2号議案 教職員人事について	7

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますですが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案、第2号議案は、個別の人事に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の広島県教育委員会規則等の一部改正について、第2号議案の教職員人事については、公開しないことに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案を公開しないで審議することといたします。

第3号議案 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

平川教育長： それでは、第3号議案、広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について審議いたしますが、改正する規則が複数ございますので、担当課ごとに説明させていただき採決を取らせていただきます。

それでは、第3号議案-1について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長： 第3号議案-1、広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正のうち、博物館の登録に関する規則の一部改正について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。1 提案の要旨にございますとおり、博物館法が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、関連する県規則の改正を行うものでございます。

2 博物館法の改正内容についてでございますが、今回の博物館法の改正では、法の制定から約70年が経過し、博物館が社会教育施設としての役割だけでなく、地域の多様な主体との連携、協力による文化観光など、地域の活力の向上に資する活動に取り組むことが求められている中で、(1)のとおり、登録要件の見直し、また(2)のとおり登録審査の手続等の見直しが行われております。具体的には、1枚目めくっていただきまして、資料の中ほど、1 登録要件の見直しの一つ目の丸にございますとおり、これまで地方公共団体、一般社団法人、財団法人等に限定されていた博物館の設置者要件を改め、株式会社等の民間の法人が設置する博物館についても登録できることとするともに、二つ目の丸にありますように、登録の審査に当たっては開館日数、学芸員の配置といったこれまでの基準に加えて、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとなっております。

また、これまでは県規則で定めておりました審査時の学識経験者からの意見聴取が、2、登録審査の手続等の見直しの一つ目の丸にありますとおり、法に明記されるとともに、二つ目の丸にありますとおり、登録された博物館の運営状況の定期報告が新たに義務化されております。これらの改正に伴い、2ページ目以降の改正案のとおり、条文及び審査様式等を改正いたします。

2ページの表の上段、改正後の第2条第1項に示しております教育長が別に定めることとしている審査基準につきましては、この規則の議決後、国の施行規則に規定された参酌基準を準用して速やかに条項で定める予定としております。

なお、最後のページに記載しております現時点での登録博物館につきましては、法の施行から5年間は登録を受けたものとみなされることとなっておりますが、登録の継続を希望する場合は、そのみなし期間が終了する令和10年3月31日までに再登録の手続を行う必要がございます。

す。

県内にある登録博物館27館のうち、網かけをしております広島市に所在する県有施設以外の博物館については、政令市である広島市が登録事務を行うこととなっておりますが、それ以外の21館につきましては、登録の継続を希望する場合、今後5年の間に県教育委員会に対し登録申請が行われ、この会議で御審議いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の第3号議案の1の説明に対しまして、御意見又は御質問がございましたらお願いたします。

志々田委員： 国の法令が変わったことに準拠して県の条例も、あるいは関係分の規則を変えるということなので概ね大丈夫だと思うので別のことを。今最後におっしゃったように、ここから5年のうちに再登録のための手続をしなくてはいけないのだと思うのですが、されなかったらどうなるのでしょうか。

桑原生涯学習課長： されない場合は、5年経過した令和10年3月31日をもって登録が取り消されるという形になると思います。

志々田委員： それは、それぞれの施設にとってとても大きなことだと思いますので、周知徹底して、必ずもう一度登録するよというのを県から何かアナウンスする機会というのはあるのでしょうか。

桑原生涯学習課長： 先ほども説明したとおり、県にもし継続を希望される場合、登録していただく館は21館とかなり数も多くございますので、こちらにつきましては各館と連携、調整させていただきながら、一度に来ることのないように、また漏れがあることのないようにしっかり調整していきたいと考えております。

志々田委員： ありがとうございます。

中村委員： この登録博物館になることによる博物館側のメリットみたいな、もう一回教えてもらってよろしいでしょうか。

桑原生涯学習課長： 登録博物館を受けた博物館は博物館法に基づいた一定基準を満たしていると法的に認められることにより、まずは社会的信用を得ることができます。併せて、実質的なメリットといたしましては、政府による美術品補償制度の対象になること、また私立の博物館におきましては税制上の優遇措置を受けられるなどのメリットがございます。

中村委員： ありがとうございます。

近藤委員： 2点教えていただきたいんですけど、まず一つが、登録要件の見直しの2点目の方で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究を行う体制等の基準というのは、今までと比べて全然違う感じの基準になってきて、合わせるのが結構大変なものなのかどうかというのが1点と、その基準がきちんとしてから定期報告の内容も決まってくるのだとは思うのですけれども、定期的というのとは大体どれぐらいの期間を想定されているのか教えてください。

桑原生涯学習課長： これまでも博物館の目的に即した事業を行うための必要な博物館資料、それから学芸員、その他の職員の配置、土地を有していること、開館日数の審査基準などは変わらないのですけれども、新たな基準におきましてはその趣旨は変わっておりません、博物館の目的に即した事業を行うための必要な体制、職員の配置や施設整備において、より具体的に内容を国のほうで示されておりますので、それに基づいて県の基準を定めるということになっておりますが、特段厳しくなるということではなく、明確になったと認識しております。また、定期報告に関しましてはこれから要綱の方で定めていこうとは思っておりますけれども、今考えているところでは、あまり負担にはならないような形で、毎年にするのか2年に1回にするのかということも含めて検討していきたいなと思っております。

近藤委員： 分かりました。

中村委員： 設置者の要件が緩和されるということで、どうなるかはもちろん申請次第ということだとは思いますが、いわゆる民間設置の博物館みたいなので対象になってくるだろうと思われるようなものは結構県内にもあるという感じですか。

桑原生涯学習課長： 現在、教育委員会の方で把握している博物館は、登録博物館及び相当施設、表にお示しているものでございますので、例えば株式会社が設置しているような博物館がどれぐらいあるかということとは把握してないのですけれども、今回の法改正をしっかりとホームページ等でも発信をして、そういった博物館の方が登録の手続をされるような、されることにも気づかれるような形でしっかり周知はしてまいりたいと考えております。

中村委員： よろしくお願いたします。

細川委員： 概要の1と読むのでしょうか、事業の見直しの2番目の丸のところでございますけれども、ここに書かれておりますことは努力義務とすると書かれているのですが、今までもこういうことというのはされてきたのではないかなと思います。ここで努力義務とされたという、70年前にできた法とおっしゃったのですけれども、こういうことを努力義務とすることによってどのような影響といいますか、効果が出てくると考えればよろしいのでしょうか。

桑原生涯学習課長： 現在登録されている博物館におきましても、例えば、地域の学校との連携であるとか、地域

住民を対象とした様々な学びの提供ということはされておりますので、新たにやらなければならないという負担を感じられているところはそんなにかななどは思うのですけれども、よりこれがしっかり規定されることで、より地域の学び、生涯学習であったり社会教育というところが活性化していくのではないかなと考えております。

細川委員： 分かりました。

それから、一連の様式第1号から資料をつけていただいているのですけれども、これが登録したり廃止したりする様式でよろしいのですか。

桑原生涯学習課長： 例えば（別記）様式第1号、4ページの様式第1号はこちらの様式を使って申請をしていたのですけれども、基本的にはこの申請書以外にいろいろ添付をしていただく書類ものがございまして、そちらの方で中身をしっかりと見せていただこうかなと考えております。

細川委員： その辺りのところもちろんなのでしょうけれども、デジタル化みたいなのはできているのでしょうか。

桑原生涯学習課長： いわゆる電子申請のようなイメージでしょうか。

細川委員： はい。

桑原生涯学習課長： 現時点ではこちらについては電子申請化は考えておりません。様式としてはもちろんデータで御提供、ホームページ等にも掲載させていただくつもりですので、そちらに入力していただいて紙で提出をしていただくというような形になろうかと考えております。

細川委員： 博物館に関わることで、やはり色、形とかいろいろな特筆すべきようなものの資料の添付もあると思うのですけれども、なかなか現物をここに持って来てということではないので、そういう意味ではやはり皆さんが手に取って分かるようなデジタル申請みたいなものを進めていただいて、皆さんがそれを見て理解しやすいような方策をまたお考えいただければと思います。

桑原生涯学習課長： 私、先ほど紙でと申し上げたのですけれど、特に押印等は必要ございませんので、いわゆる電子というかメールで提出していただく、特に今後定期報告も必要になってくるものですので、そういう電子の活用というものも引き続き検討してまいりたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案の1の採決に進みます。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第3号議案-2について、沖本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： それでは、第3号議案-2によりまして、広島県立高等学校学則の一部改正について御説明を申し上げます。

この改正につきましては、県立高等学校の学科の再編に伴い行うものでございます。

改正の内容でございますが、2にお示しをしておりますように、令和3年4月から生徒募集を停止しておりました沼南高等学校全日制課程普通科を令和5年3月31日をもって廃止することに伴い、広島県立高等学校学則の別表第1における沼南高等学校の欄から普通科を削除するものでございます。

施行期日につきましては、3にお示しをしておりますように、令和5年4月1日を予定をしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の第3号議案-2の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 沼南高校の普通科の募集をしなくなったときに、たしか家政科と園芸デザイン科も学科の編成をしようかという話があったように記憶しています。だけど、現行どおりで進めていくことになったのですけれども、今どのような感じで家政科、園芸デザイン科というのはカリキュラムを組んでいて、中学生が応募してくるに当たってどのような特色をアピールできる状況なのかという辺りも教えてください。

沖本学校経営戦略推進課長： そもそも沼南高等学校、始まりは農業、それから生活、家政というようなところが学校の始まりでございます。その中で普通科を加えてということで学校の沿革としては行われてきたところでございます。現在、家政科と園芸科という2学科を設置しているところでございます。

れども、カリキュラムとしては様々、学校内で工夫はしており、今具体的に、私が申し上げられるところではないのですけれども、工夫は行っていただいて、入学生につきましては、園芸科、家政科ともに定員は充足してございませんけれども、少しずつ増えていっているというように、定員割れは起こしておりますけれども、充足率は上がってきている状況でございます。

平川教育長： カリキュラムについて、学びの変革推進部長、説明をお願いいたします。

竹志学びの変革推進部長： 沼南高校につきましては、地域の担い手をどう育てていくかということでカリキュラム再編成していると伺っております。そのときに、作業が今ボーダーレス化しているということがありますので、農業、家庭科とぶつ切りになるのではなく、お互いが関連するところは一緒に相乗りをしながら学ぶような新しいカリキュラムをつくって進めています。

それと、平成16、17年だったと思いますけれど、デュアルシステムというシステムを入れて、産業界と連携し、一般出荷を年間を通じてやるという仕組みも取ったりしておりますので、そういった体験的な学習活動も入れながら、本当に地域に貢献できる人材を育成するというところで進めておるところでございます。

近藤委員： 地域の方の反響といいますか、受け止めも好感触という感じなのでしょうか。

竹志学びの変革推進部長： まだ始めたばかりではありますけれども、沼南高校は本当に地域に還元させるということで、農業関係のところによると、地元のブドウ団地の方々であるとか、あと農林水産局とも連携しながら、本当に子供たちにどういうものを作っていったらいいかと、いいものを作っていておりますので、本当に社会に開かれた教育課程という視点に立ったカリキュラム編成、実施が行われていると思います。来年には結果が出てくるのではないかと。

近藤委員： 本当に楽しみにしています。

ありがとうございました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案-2の採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案-3につきまして、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、3号議案-3によりまして、横書き読点表記の見直しに伴う関係規則等の制定につきまして御説明を申し上げます。

国から新たな公用文の作成の考え方が示されたこと及び社会一般の文書における読点の表記の実態を鑑み、知事部局において横書きの際に用いる読点について、コンマから点とすといった内容で公用文に関する規定が改正をされまして、令和5年5月1日から施行されることとなりました。

教育委員会における公用文の文体、用字、用語その他公用文の作成に関しましては、広島県教育委員会の公用文に関する規定第4条によりまして、知事部局が定めている公用文に関する規定の例によることとなるため、令和5年5月1日以降は横書きの際に用いる読点表記をコンマから点にする必要がございます。

このため、横書きの際に用いる読点表記をコンマから点に改める広島県教育委員会規則の読点の表記を改める規則、広島県教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令及び広島県教育委員会告示の読点の表記を改める告示を制定するものでございます。

これらの規則等の制定によりまして、別紙2ですけれども、改正対象となる規則等の一覧に掲げております規則等の様式等において用いられる読点表記を改めるものとなります。

施行期日につきましては、知事部局と同様に、令和5年5月1日といたします。また、改正前の様式につきましては、当分の間、これを使用することができることといたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の第3号議案-3の説明に対します御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： それは事務をされる方たちの混乱が起きないように何か対策も考えておられますでしょうか。

杉本総務課長： 5月1日まで間もございますので、関係課の要綱とか規則からもっと下に降りてくる、膨大な改正が必要となってくるということで、趣旨と合わせて作業をする中でも浸透していきだろうと思っておりますので、改めてしっかり周知も行っていきたいと思います。

志々田委員： お願いします。

中村委員： よく見るとほかの資料も全てコンマになっているなどと思って改めてびっくりなところなのですが、趣旨のところに書いてある、今回改正する根拠は、国の問題でしたっけ。

杉本総務課長： もともと公用文に関する考え方については国から示されているもの、文化審議会が答申みたいな、建議というのを出しているのですけども、これに伴ってやっているというところがございます、国の考え方を受けて知事部局が改正すると。これに併せて教育委員会のほうも改正するという流れでございます。

中村委員： 分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案-3の採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第3号議案-4につきまして杉本総務課長、御説明お願いいたします。

杉本総務課長： それでは、第3号議案-4によりまして、広島県個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則等の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部が改正をされまして、地方公共団体が同法の適用対象となることに伴い、令和5年4月1日に広島県個人情報保護条例が廃止をされることとなりました。

このため、広島県個人情報保護条例を引用しております教育委員会規則等につきまして個人情報の保護に関する法律を引用するよう文言の改正でございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日といたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第3号議案-4の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： この手続自体は当たり前のことだと思うのですが、なぜ広島県個人情報保護条例というのが廃止されるのか、その経緯を教えてください。

杉本総務課長： もともと各都道府県や自治体が個人情報保護条例というのを個別に定めておりまして、その規定の仕方が非常にまちまちになっているというところで、国の個人情報保護法、これはもともと国の機関等に対して適用するというものだったので、これを全国的に統一の扱いにしようということで、国の法律の規定が地方自治体も含めて適用するという改正をされましたので、それに統一をするという趣旨で県の条例が廃止されるということでございます。

志々田委員： 分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案-4の採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第3号議案-5について、杉本総務課長、説明お願いいたします。

杉本総務課長： それでは、第3号議案の5、広島県教育委員会規則の一部改正について御説明を申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思います。概要といたしましては、地方公務員の定年引上げに合わせまして、従前の再任用制度を廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずる地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係する教育委員会規則等において再任用職員に関する規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定を追加するなどの規定の整理を行うとともに、所要の経過措置を定めるものでござい

す。

この度、改正する教育委員会規則及び教育委員会訓令は、2に記載のとおりでございます。

2ページをお開きいただければと思います。広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則でございます。資料の中ほどでございますけれども、この表に第3条第1項第2号にありますとおり、地方公務員の定年引上げに合わせて廃止される現行の再任用短時間勤務職員の規定について定年前再任用短時間勤務職員に改めることとしております。

また、定年が段階的に引き上げられる経過期間でございます令和5年度から令和13年度におきましては、職員が65歳まで再任用職員として勤務できるよう、現行の再任用制度を暫定再任用制度として存置させることとしておりまして、附則第2号でございますとおり、令和14年3月31日までの間、定年前再任用短時間勤務職員については定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員と読み替える旨の経過措置を設けているところでございます。その他の教育委員会訓令につきましても同様の趣旨で改正を行うこととしており、詳細は3ページ以降に掲載をしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の第3号議案－5の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 教えていただきたいのですが、定年を引き上げるということは、非常勤の職員として定年を引き上げることになっているのでしょうか。これ見るとそう見えるのですが。

杉本総務課長： 少し分かりにくいと思うのですが、定年引上げにつきましては、一旦役職定年という考え方を取っておりますので、例えば本庁課長級とか、あるいは校長先生の場合は再任用校長とかあるのですが、一旦役職は定年をして、主査とかそういった形で残って常勤の職員として勤務をしていくと、これらの引上げに係るものです。今は、来年度からなるのですが、現行では再任用という制度になっていまして、一旦退職をしますと。退職をした上で再任用するのですが、これが今は常勤の場合もあれば、4分の3ですとか2分の1ですとかそういう勤務が選べるようになっていきます。ただ、常勤の場合は定数の中へ入ってくるのですが、職員としては一旦退職をしていますという制度になります。

今後は定年引上げになりますので、退職の年が延びていくということで、実際に、例えば翌々年でいくと61で定年になりますと。61で退職金が出るのですが、このときは一番高かった給料を基に退職金を支払うという制度になります。その代わり延長部分の、例えば60で辞めて61まで再任用というのは今回できなくなるということで、その場合は先ほどの短時間の勤務に限ってその期間ができると。要は60で辞めて61まで延長しますというのは短時間。だけど今度は61で辞めて次に65までどんどん延びていきますので、その場合は、要は定年で一回切れた後、暫定的に65まで延びていく間は常勤の再任用も可能となっておりますので、令和14年以降、完成しましたら今の常勤の再任用というのはなくなるということでございます。

志々田委員： 暫定的にあるという期間がこの形になるということですか。

杉本総務課長： 暫定的といいますか、基本的には1年ずつ延びていくところは定年延長ということなので、希望する方については退職の年度が延びていくということになります。これは全部常勤ということですが、これが基本ですけれども、もうフルタイムで働きたくないという方についてはハーフですとか4分の3とか、そういう勤務で一旦退職をして続けるという選択もできますということでございます。

志々田委員： 選べるということですね。分かりました、ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案－5の採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(10:02)

【非公開審議】

第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。
(11 : 29)